

○茨木市生活環境の保全に関する条例施行規則

平成20年12月26日

茨木市規則第60号

改正 令和2年3月31日規則第29号

令和3年5月31日規則第30号

令和4年9月30日規則第36号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 公害の防止（第4条—第12条）

第3章 ライフサイエンス系施設に関する環境保全（第13条—第20条）

第4章 身近な生活環境の保全（第21条）

第5章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、茨木市生活環境の保全に関する条例（平成20年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

（特定事業所）

第3条 条例第2条第5号の規則に定める事業所は、次に掲げる事業所とする。

- (1) 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条各号に掲げる事業をいう。）を行う事業所のうち、屋内作業場の総面積が200平方メートル以上のもの。
- (2) 再生資源の集荷又は選別を行う事業所のうち、敷地面積が400平方メートル以上のもの。
- (3) コイン洗車場を設置している又はしようとしている事業所（自動車その他の車両を洗浄する設備を備え、かつ、利用者自らがその設備を使用する事業所をいう。）
- (4) 貨物運送業を行う事業所のうち、所有する自動車が10台以上のもの。
- (5) 倉庫業又は卸売業を行う事業所のうち、敷地面積が1,000平方メートル以上のもの。
- (6) 建設用資材置場又は残土置場を設置している又はしようとしている事業所のうち都

市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域において1年以上継続して作業を行い、敷地面積が400平方メートル以上のもの。ただし、建設工場の現場を除く。

(7) 屋外で動力を用いて、次に掲げる作業を行う事業所（前各号に掲げる事業所を除く。）

ア 吹付塗装作業

イ 研磨作業

ウ 切断作業

エ 研削作業

オ 粉碎作業

2 前項に掲げる事業所のうち、次の各号のいずれかの施設を有する事業所は、特定事業所から除くものとする。

(1) 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1、別表第1の2、別表第2及び別表第2の2に掲げる施設

(2) 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる施設

(3) 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1に掲げる施設

(4) 振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1に掲げる施設

(5) ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1及び別表第2に掲げる施設

(6) 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）別表第3、別表第10及び別表第19に掲げる施設

第2章 公害の防止

（特定事業所の設置等の届出）

第4条 条例第11条第1項、第12条第1項及び第15条第1項の規定による届出は、特定事業所設置（使用・変更）届出書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 条例第11条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 特定事業所の敷地内の建物等の配置図及び構造図

(2) 操業状況の概要書

(3) 特定事業所の付近の見取図

(4) その他公害の防止のために市長が特に必要と認める書類

（指導基準）

第5条 条例第13条第1項に規定する指導基準は、別表第1に定めるとおりとする。

(氏名等の変更等の届出)

第6条 条例第16条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したとき 特定事業所氏名等変更届出書(様式第2号)

(2) 特定事業所の使用を廃止したとき 特定事業所使用廃止届出書(様式第3号)

(地位の承継の届出)

第7条 条例第17条第3項の規定による届出は、特定事業所地位承継届出書(様式第4号)を提出して行うものとする。

(受付通知書)

第8条 市長は、第4条第1項の届出を受け付けたときは、受付通知書(様式第5号)を当該届出をした者に交付する。

(届出書の提出部数)

第9条 第4条、第6条及び第7条の規定により提出する書類の部数は、正本及び副本各1部とする。

(特定建設作業に係る説明の範囲等)

第10条 条例第19条第1項の規則で定める範囲は、特定建設作業を実施する場所の敷地境界からの距離が15メートル以内の範囲とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 建設工事の名称及び場所

(2) 建設工事を施工しようとする者の氏名又は名称及び連絡先

(3) 建設工事の現場責任者の氏名及び連絡先

(4) 特定建設作業の種類及び期間を示した建設工事の工程

(5) 特定建設作業の開始時刻及び終了時刻を示した建設工事の開始時刻及び終了時刻

(6) 騒音、振動等の防止の方法

(7) その他市長が特に必要と認める事項

(配慮基準)

第11条 条例第21条第1項に規定する配慮基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 建設工事を施工しようとする者は、前項の配慮基準を順守するよう努めなければならない。

3 工事発注者は、建設工事を施工しようとする者が行う公害防止対策に協力するよう努めなければならない。

4 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、特定建設作業を伴う建設工事に係る公害防止の方法に関するチェックリスト（様式第6号）を特定建設作業の届出時に市長まで提出しなければならない。

（有害物質の使用状況等の記録の管理等）

第12条 条例第23条第1項の規定による有害物質の使用状況等の記録は、有害物質使用状況記録書（様式第7号）によるものとし、永年保存しなければならない。

2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業活動の概要

(2) 有害物質使用状況

(3) 有害物質がダイオキシン類である場合は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設の名称

(4) その他有害物質の使用に関して、市長が特に必要と認める事項

第3章 ライフサイエンス系施設に関する環境保全

（協議事項）

第13条 条例第29条第5号の規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 災害事故等の未然防止対策及び対応措置に関する事項

(2) 従業員等に対する教育訓練及び健康管理に関する事項

(3) ライフサイエンス系施設及び当該施設の設備の保守管理に関する事項

(4) 地域社会への貢献及び情報提供に関する事項

(5) 定期報告に関する事項

(6) ライフサイエンス系施設が設置される事業所の敷地周辺の住民の意見に関する事項

(7) その他環境保全に関して、市長が特に必要と認める事項

（協議書の提出）

第14条 条例第30条第1項又は第33条第1項の規定による協議は、ライフサイエンス系施設設置・使用（変更）協議書（様式第8号）によるものとする。

2 ライフサイエンス系施設設置・使用（変更）協議書は、次の各号に掲げる協議を行う者の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

(1) 建築確認申請（建築基準法（昭和43年法律第100号）第6条及び第6条の2に基づく申請行為をいう。以下この号において同じ。）を行う者 建築確認申請を行う日の60

日前

(2) 計画通知（建築基準法第18条第2項に基づく通知をいう。以下この号において同じ。）

を行う者 計画通知を行う日の60日前

(3) 前2号のいずれにも該当しない者 ライフサイエンス系施設を設置する日の60日前

3 一の施設がライフサイエンス系施設となったときは、ライフサイエンス系施設設置・使用（変更）協議書を、その日から3月以内に提出しなければならない。

4 条例第30条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) ライフサイエンス系施設の事業内容の概要書

(2) ライフサイエンス系施設付近の見取図及び敷地内の建物の配置図

(3) ライフサイエンス系施設の配置図及び構造図

(4) 給排気の系統図

(5) 排気処理施設の構造図

(6) 給排水の系統図

(7) 排水処理施設の構造図

(8) その他ライフサイエンス事業に関し、市長が特に必要と認める書類

（協議結果記録書の交付）

第15条 市長は、条例第29条又は第32条第1項の規定による協議が整ったときは、協議結果記録書（様式第9号）を条例第30条第1項又は第33条第1項の協議書を提出した者に交付するものとする。

（氏名等の変更等の届出）

第16条 条例第34条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

(1) 条例第30条第1項第1号又は第2号に定める事項を変更したとき ライフサイエンス系施設氏名等変更届出書（様式第10号）

(2) ライフサイエンス系施設の使用を廃止したとき ライフサイエンス系施設使用廃止届出書（様式第11号）

（協議書等の提出部数）

第17条 第14条及び前条の規定により提出する書類の部数は、正本及び副本各1部とする。

（記録の保管）

第18条 条例第35条の規定により遺伝子組換え実験等を行う者が記録を行う事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 安全キャビネットの点検並びにHEPAフィルター等の点検及び交換の実施状況
 - (2) ライフサイエンス系施設からの排水の処理状況
 - (3) ライフサイエンス系施設において生じた廃棄物の処理状況
 - (4) 高圧蒸気滅菌器の点検の実施状況
 - (5) 従業員に対する教育訓練及び健康管理の状況
- 2 条例第35条の規定によりライフサイエンス系施設設置者等が記録を行う事項は、前項各号に掲げる事項並びに遺伝子組換え実験等の安全管理に係る委員会の開催日時、出席委員の氏名及び調査・審議内容とする。
- 3 条例第35条の規定による記録の結果は、当該記録をした日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- (環境保全対策専門指導委員会の庶務)

第19条 条例第36条第1項に規定する茨木市環境保全対策専門指導委員会の庶務は、産業環境部において処理するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、茨木市環境保全対策専門指導委員会の運営について必要な事項は、委員の合議により定める。
- (ライフサイエンス系施設設置者等への勧告)

第20条 条例第37条の規定による勧告は、ライフサイエンス系施設設置等の協議開始勧告書(様式第12号)により行うものとする。

第4章 身近な生活環境の保全

(飼養者等への勧告)

第21条 条例第40条の規定による勧告は、飼い犬のふんの適正処理勧告書(様式第13号)及び飼養者不明動物への給餌禁止勧告書(様式第14号)により行うものとする。

- 2 条例第43条の規定による勧告は、あき地の適正管理勧告書(様式第15号)により行うものとする。

- 3 条例第45条の規定による勧告は、ため池等の適正管理勧告書(様式第16号)により行うものとする。

第5章 雑則

(身分証明書)

第22条 条例第46条第2項に規定する身分を示す証明書は、調査・立入り身分証明書(様式第17号)とする。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第29号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（令和4年規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表第1

指導基準

項	特定事業所の種類	指導基準
1	第3条第1号に掲げる事業所	1 作業は可能な限り屋内で行うこと。 2 車両の出入口は、住宅側から離れた位置に設けること。 3 停車中の車両のエンジンは停止させること。 4 早朝及び夜間並びに日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この表において同じ。）の作業は控えること。 5 騒音及び振動を低減させる作業方法、使用方法を作業者及び従業員（以下この表において「作業者等」という。）に徹底すること。 6 作業者等の話し声の大きさに注意すること。 7 著しい騒音及び振動が発生する作業は、住宅側から離れた

		<p>場所で行うこと。</p> <p>8 資材、製品、廃品等（以下この表において「資材等」という。）の積み降ろしは、静かに行うこと。</p> <p>9 資材等が互いに衝突する音に注意すること。</p> <p>10 看板を設置し、作業者等に騒音及び振動の防止を啓発すること。</p> <p>11 油分等を使用する作業を行う場合、油水分離槽の設置等、油類の流出防止対策を行うこと。</p>
2	第3条第2号、第6号及び第7号に掲げる事業所	<p>1 敷地の周囲に遮音性の高い塀を設置し、防音対策を行うこと。ただし、周辺住民から風通し、見晴らし、日当たり等の要望がある場合は、これらを配慮すること。</p> <p>2 車両の出入口は、住宅側から離れた位置に設けること。</p> <p>3 敷地内で使用する油圧ショベル等の建設機械を超低騒音型にすること。</p> <p>4 フォークリフトを使用する場合は、電気モータ式を使用すること。</p> <p>5 車両のバックブザーは、危険が発生しない範囲で鳴らさないこと。</p> <p>6 停車中の車両のエンジンは停止させること。</p> <p>7 資材等が落下する音を防止するため、作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。</p> <p>8 早朝及び夜間並びに日曜日及び休日の作業は控えること。</p> <p>9 騒音及び振動を低減させる作業方法、使用方法を作業者等に徹底すること。</p> <p>10 作業者等の話し声の大きさに注意すること。</p> <p>11 著しい騒音及び振動が発生する作業は、住宅側から離れた場所で行うこと。</p> <p>12 資材等の積み降ろしは、静かに行うこと。</p> <p>13 出入りする車両の通行時間、速度規制及び運搬経路を検討し、公害の防止に努めること。</p> <p>14 建築物がある場合、作業は可能な限り屋内で行うこと。</p>

		<p>15 資材等が互いに衝突する音に注意すること。</p> <p>16 看板を設置し、作業者等に騒音及び振動の防止を啓発すること。</p> <p>17 粉じん等の飛散を防止するため、散水等の対策を行うこと。</p> <p>18 油分等を使用する作業を行う場合、油水分離槽の設置等、油類の流出防止対策を行うこと。</p>
3	第3条第3号に掲げる事業所	<p>1 敷地の周囲に遮音性の高い塀を設置し、防音対策を行うこと。ただし、周辺住民から風通し、見晴らし、日当たり等の要望がある場合は、これらを配慮すること。</p> <p>2 車両の出入口は、住宅側から離れた位置に設けること。</p> <p>3 住宅が隣接している場合、早朝及び夜間の営業は行わないこと。</p> <p>4 停車中の車両のエンジンの停止及び大声による会話の防止の看板等を設置し、啓発を行うこと。</p> <p>5 著しい騒音及び振動が発生する機器は、住宅側から離れた場所に設置すること。</p> <p>6 油水分離槽の設置等、油類の流出防止対策を行うこと。</p>
4	第3条第4号及び第5号に掲げる事業所	<p>1 作業は可能な限り屋内で行うこと。</p> <p>2 車両の出入口は、住宅側から離れた位置に設けること。</p> <p>3 フォークリフトを使用する場合は、電気モータ式を使用すること。</p> <p>4 車両のバックブザーは、危険が発生しない範囲で鳴らさないこと。</p> <p>5 停車中の車両のエンジンは停止させること。</p> <p>6 資材等が落下する音を防止するため、作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。</p> <p>7 早朝及び夜間並びに日曜日及び休日の作業は控えること。</p> <p>8 騒音及び振動を低減させる作業方法、使用方法を作業者等に徹底すること。</p> <p>9 作業者等の話し声の大きさに注意すること。</p>

	<p>10 著しい騒音及び振動が発生する作業は、住宅側から離れた場所で行うこと。</p> <p>11 資材等の積み降ろしは、静かに行うこと。</p> <p>12 出入りする車両の通行時間、速度規制及び運搬経路を検討し、公害の防止に努めること。</p> <p>13 資材等が互いに衝突する音に注意すること。</p> <p>14 看板を設置し、作業者等に騒音及び振動の防止を啓発すること。</p>
--	--

別表第2

配慮基準

項	配慮基準
1	建設工事を施工しようとする者は、建設作業から発生する騒音、振動及び粉じんの低減措置に努めること。
2	特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、第11条第4項に定める建設工事に係る公害防止の方法に関するチェックリストを活用し、公害防止に努めること。
3	<p>建設工事を施工しようとする者は、住宅、事務所、学校、病院等に近接して建設工事を行う場合は、次に掲げる措置を講ずるように努めること。</p> <p>(1) 建設工事の現場においては、防音塀、防音パネル、防音シート又は防音カバー等を設け、粉じん等が発生する作業については、適切に散水を行うなど飛散を防止するとともに、作業管理についても十分配慮し、公害を防止すること。</p> <p>(2) 特定建設作業にあつては、低公害型工法、低騒音・低振動型建設機械及び排ガス対策型建設機械を活用すること。</p>
4	河川又は水路で工事を施工しようとする者は、沈砂池等を設ける等、下流域への泥水の影響を低減するよう努めなければならない。

様式第1号

特定事業所設置(使用・変更)届出書

年 月 日

(届出先)茨木市長

所在地
届出者 名称及び
代表者名

茨木市生活環境の保全に関する条例第11条第1項(第12条第1項・第15条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業所の 名称	(電話番号：)		
特定事業所の 所在地	茨木市	(用途地域：)	
業 種		常時使用する 従業員の数	
作業の種類及 び方法		公害の防止の 方法	別紙のとおり
特定事業所の 作業開始予定 年月日	年 月 日		
※受付年月日		※受付番号	
※事業所番号			

参 考 事 項

資 本 金		当該届出につ いての連絡先 及び電話番号	
敷 地 面 積			

備考

- 「業種」の欄には茨木市生活環境の保全に関する条例施行規則第3条に掲げる号番号及び名称を記載してください。
- 「公害の防止の方法」の欄の記載については別紙によるものとし、条例第14条に定める指導基準の順守等、公害の防止について講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用してください。
- ※印の欄には記載しないでください。

様式第2号

特定事業所氏名等変更届出書

年 月 日

(届出先)茨木市長

所在地
届出者 名称及び
代表者名

茨木市生活環境の保全に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業所の 名称	(電話番号 :)		
特定事業所の 所在地	茨木市		
変更 内容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日			
変 更 理 由			
※受付年月日		※受付番号	

備考 ※印の欄には記載しないでください。

様式第3号

特定事業所使用廃止届出書

年 月 日

(届出先)茨木市長

所在地
届出者 名称及び
代表者名 ⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市生活環境の保全に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業所の 名称	(電話番号 :)		
特定事業所の 所在地	茨木市		
廃止年月日			
廃止理由			
※受付年月日		※受付番号	

備考 ※印の欄には記載しないでください。

様式第4号

特定事業所地位承継届出書

年 月 日

(届出先)茨木市長

所在地
届出者 名称及び
代表者名 ⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市生活環境の保全に関する条例第17条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業所の 名称	(電話番号 :)		
特定事業所の 所在地	茨木市		
承 継 年 月 日			
被 承 継 者	住 所 又 は 所在地		
	氏 名 又 は 名称、代表 者名		
承 継 理 由			
※受付年月日		※受付番号	

備考 ※印の欄には記載しないでください。

様式第5号

受 付 通 知 書

第 号
年 月 日

様

茨木市長



年 月 日に次の届出を受け付けました。

届 出 の 根 拠	
届 出 書 の 名 称	
特 定 事 業 所 の 業 種 等	

様式第6号

特定建設作業を伴う建設工事に係る公害防止の方法に関するチェックリスト

公害防止 対策の方法	内容・範囲	<input type="checkbox"/> 防音塀(<input type="checkbox"/> 周囲全て <input type="checkbox"/> 民家側全て <input type="checkbox"/> 民家側一部)
		<input type="checkbox"/> 防音シート(<input type="checkbox"/> 周囲全て <input type="checkbox"/> 民家側全て <input type="checkbox"/> 民家側一部)
		<input type="checkbox"/> 防音パネル(<input type="checkbox"/> 周囲全て <input type="checkbox"/> 民家側全て <input type="checkbox"/> 民家側一部)
		<input type="checkbox"/> 動力源への措置(<input type="checkbox"/> 防音カバー <input type="checkbox"/> 適正配置)
		<input type="checkbox"/> 散水
	<input type="checkbox"/> その他()	
	防止対策を講じ ない場合の理由	<input type="checkbox"/> 周辺に民家等なし <input type="checkbox"/> 短期間 <input type="checkbox"/> 小規模 <input type="checkbox"/> その他()
工事周知	方法	<input type="checkbox"/> 住民説明会 <input type="checkbox"/> 各戸説明 <input type="checkbox"/> 周知文配布 <input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> その他()
	範囲	<input type="checkbox"/> 周辺見取図に記載 <input type="checkbox"/> その他()
	時期	年 月 日 ~ 年 月 日
アスベスト (解体・改造 ・補修時)	建築物等の状況	①建築物等の延べ床面積： _____m ²
		②事前調査日： 年 月 日
		③調査方法： <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視
		④使用の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> みなし
		⑤種類： <input type="checkbox"/> 吹付け材 <input type="checkbox"/> 保温・断熱・耐火被覆材 <input type="checkbox"/> 成形板等 _____m ²
		⑥調査結果の掲示日： 年 月 日(<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 予定)
その他	作業継続予定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()
	苦情等の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()

備考 工事周知に使用した資料があれば、添付してください。

様式第7号

有害物質使用状況記録書

記録書作成者所属氏名 _____

記録書作成年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

1 事業活動の概要

事業場等の名称	
事業場等の所在地	
事業者等代表者名	
業種・主要製品	

2 有害物質の使用状況

有害物質を含む 原材料名					
使用薬品等の 状況	有害物質の種類				
	使用量				
	含有率				
	使用場所				
	使用期間				
	用途				
	保管場所				
	保管方法				
	保管量				
	保管期間				

有害物質がダイオキシン類である場合は、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設の名称

--

3 その他参考事項

(1) 有害物質を含む排水の処理施設等の管理状況

排水の排出経路	
処理施設の場所	

(2) 有害物質を含む廃棄物の発生状況及び保管状況

廃棄物の発生状況		
廃棄物 保管 施設	場所	
	期間	
	保管量	
	保管方法	

(3) その他

--

様式第8号

ライフサイエンス系施設設置・使用(変更)協議書

年 月 日

(提出先)茨木市長

所在地
届出者 名称及び
代表者名 ㊟
※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市生活環境の保全に関する条例第30条第1項(第33条第1項)の規定により、次のとおり協議書を提出します。

事務所の名称	(電話番号:)		
事業所の所在地	茨木市	(用途地域:)	
遺伝子組換え施設の種類、数及び配置	別紙1のとおり		
給排気の系統及び処理方法	別紙2のとおり		
給排水の系統及び処理方法	別紙3のとおり		
変更の内容			
※受付年月日		※受付番号	

備考 ※印の欄には記載しないでください。

(別紙1)

遺伝子組換え施設の種類、数及び配置

施設番号			
施設の名称			
実験番号			
閉鎖系・非閉鎖系の別	閉鎖系・非閉鎖系	閉鎖系・非閉鎖系	閉鎖系・非閉鎖系
物理的封じ込めレベル			
設置(予定)年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
施設の面積	m ²	m ²	m ²
実験区域の状況	階建ての階	階建ての階	階建ての階
RI管理区域	内・外	内・外	内・外
施設の使用形態	専用・兼用	専用・兼用	専用・兼用
負圧措置	有(差圧の確認方法：)	有(差圧の確認方法：)	有(差圧の確認方法：)
	無	無	無
安全キャビネットの数			
高圧滅菌器の数			
流し台の数			
出入口の数			
施設の配置	別図— のとおり	別図— のとおり	別図— のとおり
常備する殺菌用薬剤			
常備する消火設備	有(種類：)	無	
非常用電源設備	有(種類：)	無	
備考			

動物実験	実験動物の種類	数	保管(飼育)場所	保管(飼育)方法
有・無				

備考 各項目について設備等の詳細が定まっていない場合は、当該項目についての対応方針や考え方をできるだけ具体的に記述してください。

(別紙2)

給排気の系統及び処理方法

1 ライフサイエンス系施設からの給排気

施設番号	階数	封じ込めレベル	給排気系統
			別図一 のとおり
排出口の位置			地上 m(階・屋上)

2 安全キャビネットからの排気

施設番号	No.	クラス	接続形態

備考

1 給排気系統の添付図面は、所外からライフサイエンス系施設までの給気系統及びライフサイエンス系施設から所外への排気系統が分かるものとしてください。

また、添付図面には排気処理設備の種類(HEPAフィルター、活性炭等)と位置を示してください。

なお、給排気系統及び排気処理設備の詳細が定まっていない場合は、その対応方針や考え方をできるだけ具体的に記述してください。

2 接続形態の欄については、安全キャビネットからの排気と排気ダクトへの接続形態を具体的に記述してください。

なお、接続形態の詳細が定まっていない場合は、その対応方針や考え方をできるだけ具体的に記述してください。

(別紙3)

給排水の系統及び処理方法

事業所の総排水量	(通常) m ³ /日(実績・見込み)		
実験排水量	(通常) m ³ /日(実績・見込み)		
給・排水系統	別図— のとおり		
実験排水とその他の排水との分離	分離する(分離している)		
	分離しない(分離していない)		
実験排水の処理	種類	処理方法	排出先
給水の逆流防止措置	有(方法)		
	無		
備考			

備考 各項目について詳細が定まっていない場合は、当該項目についての対応方針や考え方をできるだけ具体的に記述してください。

様式第9号

協議結果記録書(設置・使用・変更)

第 号
年 月 日

様

茨木市長



茨木市生活環境の保全に関する条例第29条又は第32条第1項に基づく協議の結果について、次のとおり交付します。

事業所の名称	(電話番号)
事業所の所在地	茨木市
協 議 内 容	実験の範囲及び病原体等の取扱いに関する事項
	給排気及び給排水の系統及び処理に関する事項
	実験廃棄物の種類及び処理に関する事項
	安全を確保するための体制に関する事項
	災害事故等の未然防止対策及び対応措置に関する事項
	従業員等に対する教育訓練及び健康管理に関する事項
	施設及び設備の保守管理に関する事項
	地域社会への貢献及び情報提供に関する事項
	定期報告に関する事項
	周辺住民の意見に関する事項
その他環境保全に関して必要な事項	

様式第10号

ライフサイエンス系施設氏名等変更届出書

年 月 日

(届出先)茨木市長

所在地
届出者 名称及び
代表者名

茨木市生活環境の保全に関する条例第34条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	(電話番号:)		
事業所の所在地	茨木市		
変更内容	変更前		
	変更後		
変更年月日			
変更理由			
※受付年月日		※受付番号	

備考 ※印の欄には記載しないでください。

様式第11号

ライフサイエンス系施設使用廃止届出書

年 月 日

(届出先)茨木市長

所在地
届出者 名称及び
代表者名 ㊟

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市生活環境の保全に関する条例第34条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	(電話番号:)		
事業所の所在地	茨木市		
廃止年月日			
廃止理由			
※受付年月日		※受付番号	

備考 ※印の欄には記載しないでください。

様式第12号

ライフサイエンス系施設設置等の協議開始勧告書

第 号
年 月 日

様

茨木市長



貴社は、茨木市生活環境の保全に関する条例第29条に違反しているので、同条例第37条の規定に基づき、次の措置を講じるよう勧告します。

ライフサイエンス系施設設置者等の名称	
ライフサイエンス系施設設置者等の所在地	
勧告の理由	
勧告の内容	

茨木市生活環境の保全に関する条例(抜粋)

(ライフサイエンス系施設の設置等の協議)

第29条 ライフサイエンス系施設を設置しようとするとき又は一の施設がライフサイエンス系施設となったときは、当該ライフサイエンス系施設設置者等は、次の事項について市長と協議しなければならない。

- (1) 実験の範囲及び病原体等の取扱い
- (2) 給排気及び給排水の系統及び処理
- (3) 実験廃棄物の種類及び処理
- (4) 安全を確保するための体制
- (5) その他規則に定める事項

(指導及び勧告)

第37条 市長は、ライフサイエンス系施設設置者等が、第29条に定める協議を行わないときは、必要な協議を行うよう指導をし、これに従わないときは、必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

様式第13号

飼い犬のふんの適正処理勧告書

第 号
年 月 日

様

茨木市長



あなたは、茨木市生活環境の保全に関する条例第38条第2項に違反しているので、同条例第40条の規定に基づき、次の措置を講じるよう勧告します。

場 所	
勧告の理由	
勧告の内容	

茨木市生活環境の保全に関する条例(抜粋)

(愛がん動物の管理)

第38条 飼い犬等の所有者及び占有者(以下「飼養者」という。)は、当該飼い犬等が他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすことのないよう適正に飼育しなければならない。

2 飼い犬の飼養者は、当該飼養者が飼養及び管理している場所以外において、犬を運動させ、又は移動させるときは、犬のふんを処理するための用具を携行し、排出したふんを持ち帰り適正な処理をしなければならない。

(指導及び勧告)

第40条 市長は、第38条第2項及び前条の規定に違反することにより生活環境が損なわれていると認めるときは、当該飼養者等に対し、必要な指導をし、これに従わないときは、必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

様式第14号

飼養者不明動物への給餌禁止勧告書

第 号
年 月 日

様

茨木市長



あなたは、茨木市生活環境の保全に関する条例第39条に違反しているので、同条例第40条の規定に基づき、次の措置を講じるよう勧告します。

場 所	
勧告の理由	
勧告の内容	

茨木市生活環境の保全に関する条例(抜粋)

(飼養者不明動物への給餌)

第39条 市民等(市民及び本市域内に滞在し、又は本市内を通過するすべての者をいう。)は、犬、猫その他の動物で飼養者の不明な動物に給餌を行うことにより、ふん害を発生させる等良好な生活環境を損なってはならない。

(指導及び勧告)

第40条 市長は、第38条第2項及び前条の規定に違反することにより生活環境が損なわれていると認めるときは、当該飼養者等に対し、必要な指導をし、これに従わないときは、必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

様式第15号

あき地の適正管理勧告書

第 号
年 月 日

様

茨木市長



あなたは、茨木市生活環境の保全に関する条例第42条に違反しているので、同条例第43条の規定に基づき、次の措置を講じるよう勧告します。

所在地	
勧告の理由	
勧告の内容	

茨木市生活環境の保全に関する条例(抜粋)

(あき地の管理)

第42条 あき地の所有者又は管理者は、犯罪、病害虫の発生及び交通上の支障を防止するため、当該あき地に繁茂した雑草、枯草を除去する等、当該あき地を適正に管理しなければならない。

(指導及び勧告)

第43条 市長は、前条の規定に違反することにより生活環境が損なわれていると認めるときは、当該あき地の所有者又は管理者に対し、必要な指導をし、これに従わないときは、必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

様式第16号

ため池等の適正管理勧告書

第 号
年 月 日

様

茨木市長



あなたは、茨木市生活環境の保全に関する条例第44条に違反しているので、同条例第45条の規定に基づき、次の措置を講じるよう勧告します。

所在地	
勧告の理由	
勧告の内容	

茨木市生活環境の保全に関する条例(抜粋)

(ため池等の管理)

第44条 ため池等の所有者又は管理者は、転落等の事故を防止するため、当該ため池等の危険な箇所にかく、ふた等を設置し、又は改修その他必要な措置を講じるなど当該ため池等を適正に管理しなければならない。

(指導及び勧告)

第45条 市長は、前条の規定に違反することにより転落等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ため池等の所有者又は管理者に対し、必要な指導をし、これに従わないときは、必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

様式第17号

(表)

第	号	調査・立入り身分証明書			
写真	3センチメートル	所属			
		氏名			
		生年月日	年	月	日
2センチメートル					
上記の者は、茨木市生活環境の保全に関する条例第46条第1項の規定による検査のための立入りを行う職員であることを証明する。					
		発行年月日	年	月	日
		有効期限	年	月	日
					茨木市長 印

8
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

12センチメートル

(裏)

茨木市生活環境の保全に関する条例(抜粋)	
(報告及び検査等)	
第46条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者(以下この項及び第3項において「原因者」という。)又はライフサイエンス系施設設置者等に対し、必要な報告を求め、その職員に、原因者又はライフサイエンス系施設設置者等の事業所その他必要と認める場所に立ち入らせ関係施設、設備その他の物件及び行為を検査若しくは調査させることができる。	
2 前項の規定により、立入検査又は調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	
3 原因者又はその関係人は、正当な理由がなく、第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。	
(罰則)	
第51条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、100,000円以下の罰金に処する。	
(2) 正当な理由がなく第46条第3項の規定による検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号

様式第12号

様式第13号

様式第14号

様式第15号

様式第16号

様式第17号